

奥宮慥齋日記——明治時代の部(七)——

島 善 高

解題

本稿には、奥宮慥齋日記のうち、明治六年一月一日から同年十二月三十一日条までを翻刻した。しかし、日記原本で現存しているのは、

- ①「壬申日録并癸酉改曆日抄」(高知市民図書館「奥宮文庫」受入番号七—五二)
- ②「慥齋日抄、十二月之部」(高知市民図書館「奥宮文庫」受入番号七—五四)
- ③『慥齋先生日記九』(高知市民図書館「奥宮文庫」受入番号、全集

のみであり、前者には明治六年一月一日から三月四日まで、後者には十二月一日から十二月三十一日までの記録があるのみである。

ただし、慥齋の子息が筆写した

慥齋著書五七)

には、明治六年二月五日から四月二十日までの「碯行日抄略抜歌詩」が、

④『慥齋先生日記十』(高知市民図書館「奥宮文庫」受入番号、全集
慥齋著書五八)

には、明治六年六月一日から十一月三十日までの日記が写されているので、本稿でもこの両者をそのまま翻刻することにした。従って、慥齋日記では明治六年五月分のみが全く残っていないことになる。

慥齋は、明治六年二月五日から四月末まで、長崎出張を命じられた。長崎ではキリスト教徒が蔓延していたので、教部省としては、彼らを教化する必要があったからである。慥齋の日記には長崎の様子は殆んど何も記録していないが、帰京した後の六月に「崎陽近傍

略宗徒」云々の上申書(受入番号一―一八)を書き、再び長崎に出張して、説教所を開設するようにしたいと述べている。また同月の「長崎再出張見込伺」(受入番号二―四二)及び七月の「長崎再出張二付見込伺」(受入番号二―二二)ではより具体的に、地方にも教導職を設置すべきこと、社寺が存在しない場所には説教所を設けるべきこと、神仏に関する雑税を納付しない頑民は法律で処罰すべきことなどを列挙し、宍戸大輔、黒田少輔、三島大丞に出している。おそらくこの頃のものと思われるが、慥齋の姪である西森真太郎も、「長崎地方耶蘇教徒数」云々の文章(受入番号一―三七)を書き、数千人の耶蘇教徒の処遇に付き、少なくとも三条の教則は守らせるようにしたいと宍戸教部大輔に具陳している。

慥齋の主張は一旦認められ、六月二十三日に再出張の命が下った。ところが七月八日に、宍戸大輔から長崎出張は宜しく延期すべしと伝えられている。その理由は定かではないが、おそらく、西森真太郎が

今(耶蘇教を)明禁セント欲ルカ、洋人ニ対シ一議論無ルベカラズ、而其勝ヲ保チ難シ、其難キコト四也、蓋方今文明ノ国ト号スル者、皆教法ノ自由ヲ許サザルナシ、其教法ノ自由ヲ許サル者、欧洲皆之ヲ待ツニ度外ヲ以ス、而其交際自ラ和親セス、其国名自ラ頑固ヲ免レズ

云々と述べているように、外交上の配慮もあったのであろう。実際、この当時アメリカ始め西洋諸国を回っていた岩倉具視使節団は、諸外国から日本の宗教政策についての批判を受けていた(山崎

渾子『岩倉使節団における宗教問題』思文閣、二〇〇六年)。

この他、慥齋日記で目が留まるのは、十二月二日、明治六年政変で下野した板垣退助と会った記事である。慥齋は日記には政治上のことはあまり記録していないが、板垣始め土佐出身の政治家とはたびたび会っているから、政治上の問題について彼らの間には共通理解が成立していたと考えてよい。故に、慥齋が

政府欲以一己之意見強天下、人心是之謂暴政、考思深キ政学家ハ以為ク、多数ノ仲間ノ暴威ハ人君ノ暴威ヨリ其害更ニ甚シ云々、政府ノ意見議論ハ一般ニ流行シ、一般ニ善トスル意見議論ヲ以テ政府ハ規則ト為シ、己ニ美ナルモノヲ強テ己ニ同シカラシメント思ヒ、新見異論ノ生出スルヲ禁制セント思フヘシ、シカノミナラス國中惣体ノ高尚性格ヲ己ノ模範ニ入ント思ヒ、人心ヲ強ヒ、箝制ノ政ヲ行ナフヘシ、是怕ルヘキ暴威ナリ、之カ限界ヲ定ムヘキナリ

と書いているのも、土佐出身政治家たちの共通した意見であると看做してよい。

また十二月五日条に、

当時華族ノ数四百三十二人、総禄高九十六万七千八百四十六石五斗ノ由、今一石金四円替ニシテ金三百八十七万三千三百八十六圓、之ヲ平均スレハ一人ニ金八千九百六十一圓五十銭余也、一ヶ月七百四十六円七十九銭余、勅任一等官ノ月給ヨリ多シ、又士族ノ数四十四万〇五百七十九人、総禄高三百七十八万六千九百〇五名余、金ニシテ千五百十四万七千八百二十四円、一人ニ

シテ三十六円一錢、一ヶ月ニシテ三円一厘余、此外賞與米二十四万九千〇七十五石八斗、一升七合ナレハ華士族ニ賜ル総額五百〇〇三千八百二十七石九斗、一升七合ニテ代價二千万〇〇一万五千三百一十一円六十六錢八厘

と華士族の人数禄高を記し、

此華士族ノ処置方今未了、大公案ノ一ナリ、斯ニ一策ナケレハ未タ維新ノ結局ヲ了セズ、或ハ恐ラクハ此ヨリ事端ヲ生センヲ、愚亦竊ニ一策ナキニ非ス、腹稿ニテ未タ筆ニ騰セス、其人ニ遇テ語ランヲ思フ也

と感想を述べている点も興味深い。愛国社結成に至る下地が次第に形成されていた。

（明治六年一月）

癸酉改曆日抄

一日、晴早起、予家固寓居、渾無新年礼式、之他家多如新禧、訪武田氏、被命飲、尹陸軍六等官、嘗客函館十年云々、晚過濱田生亦飲、日暮相拉歩東台下、又過池亭一酌、有興味、夜婦、稍覺生春意
二日、晴無事、終日在家、宮地生来、共過遠神社、訪中西源八、尹亦登保嘉美社中人、嘗欲遷皇太神宮於此地、周旋極力云

三日、微陰、無事

四日、雨、參官、始事、余告疾

五日、晴、訪松欲訥、夜借礼服於濱田氏

六日、晴、着礼服出官、賜金三分、芳村氏來訪、見示神道図説、蓋尹嗜姚江学、此図亦倣劉念臺云、夜得十一月念五弟書信

七日、晴、寒威、出省、無事、早退

八日、晴、出省、無事、又得家信

九日、告疾

念一

十日、釀雪、護病不出門、終宵風

念二、晴、長崎縣大属松村辰昌来訪、云近来崎陽異宗蔓延、殆將波及良民、請来督教

十一日、冱寒、風威烈々、擁爐看書、当直

念三、加藤九郎来訪

十二日、晴、退直、無事

念四、晴、出省、遇三島大丞、云崎陽之事甚迫切、煩往督教、小栗

十三日、出官

憲一為伴、予云、多病不能久滯遠境、有頃松村大属亦来云、念八発軻、小栗木下亦行、予辞不能、尹云、然則先往、請俟疾愈来督、予

十四日、晴、告疾

頻辞不允、返寓則有檄、云

八等出仕 奥宮正由

十五日、同昨

長崎出張申付候事

十六日、晴、休暇、散步近傍、

廿五日、告疾

十七日

念六、休暇

十八日

念七、晴、出省、遇木下石舟、云、明念八出船、謁宍戸大輔請決議数条、大半如意、別具

十九日

念

念八、晴、小栗木下与松村大属、同発東京之長崎、末兒女患舌上腫痛、延弘田医員診、投下剂未驗

念九、晴寒、神武帝祭日、掲日旗章、家々如賀新禧、弘田医官来診
 小女

三十日、晴寒、無事、少女稍愈

三十一日、無事

〔明治六年二月〕

二月一日、晴、無事、云五日有発船、予将乘之、桔据匆忙

二日、晴、出省

三日、晴

四日、晴、出官、稟旅費及月給金、西森姪為伴、来宿

〔欄外〕「碇行日録

朝宵二浅草上野隅田川 花二契りしかひなかりけり

一年も廻るも早き小車の 瞬中に過る月日か

暫したに別れそつらき東路の 花一時を過すと思へは」

五日、晴、早起、午前七時離下谷寓、命小車、予与姪児三人、抵芝
 口鐵道館、九時発汽車、瞬息過品川神川、〔参観之〕十時到横濱、投逆旅店河
 新午飯、午後四時発汽船、然米国郵便不達、故不発、一旦抵船又

返寓、船号古子答利加、〔コストリカ〕米郵船也、西姪宿船、護行李

六日、暖、船未発、訪利岡武於野氣山下不在、返寓、児収又来、云

昨宿利岡氏、即辞去、真如夢、寐

うれしくも見つる夢かと思ひしハ 現にか、る今朝の面影

晚訪利岡生、遂留宿、使婢弄絃歌、且飲且聆、又命按摩、醉眠忘客

况

終夜故郷のこと語らひて 旅のうけくもしらぬ宿かな

主人云、米商四番レ、ゾレシ、通弁某、下僚曾和孫七郎韓船事〔韓〕

七日、微陰、早起、主人請揮毫、便掃去数紙、返逆旅、午後二時船

将発、乃登船、夜半十二時発横濱、眠不知、三更掲窓、月色奇明

八日、晴、晏起、不欲食、僅喫牛肉及柑耳、微有注意、被衾臥、風

逆船漂兀、夜風浪大作、搖撼不已、強眠漸寢、蓋過遠洋

梶枕なれても流石遠近江 七十の灘はくるしかりけり

九日、晴、微曉風不已、注意頓発、以禁食幸不吐、午前風浪稍穩、

擁衾雑話、晚二時過紀洋、是夜入神戸、船師、未檢券紙

十日、晴、碇泊神戸、朝八時頃買舟上陸、拉姪浴後飯一酒樓、詣楠
 社、壯麗極拮構、欲訪匡道老衲、慮船或将発不果、返船則小栗憲一
 東来、即復上陸訪小栗木下客寓、云前月三十一日到此、直往西京、

復來宿此、待吾輩來、談話移刻、晚四時後聽砲聲、与共登本船、六時半發船、風迅潮亦適、船中穩眠、百不知

十一日、雨、揭篷既入裏海、日午過周灘、雨暗不可辨何地、舟中雜話消遣、又讀米國史及小原鐵心紀行、終日無注意、舟師來収券、夜過玄灘、風浪亦惡、然眠不知

音にのミ高く聞たし白波の 玄き灘ともしらて過つる

半夜起揭窓、見屋舎櫛比、盖下関云、月色解礙奇明可愛、

異国の人も同しく忍ぶ蘭月も 赤間の古りし倂

十二日、晴、早起、人道近碇港、急理行李、上甲板觀山客皆覺奇峭、指点問傍人、隨聞隨忘、既又云、距港猶十四五里、又入船底、午後一時達碇陽港、賈小舟上陸、一小舟覆没、人皆無恙、投東仲町松尾吉郎家、姑以此為逆旅、主人、旧在留人安國清來訪、話異教之概畧及說教事、飯後散步、夜早就寢
梶枕た、よひなれてしはし猶 うさねの床の心地こそすれ

十三日、微陰、寒甚、朝訪縣令宮川房行於廳衙、松村大属亦來会、云令昨歸自對州、又至教導出張、傳交番命於三人、話說移刻去、謀轉寓於副戸長某之周旋視西某家

扱見すは誰かは知らむ蟹か行 横井の水の深きこゝろを

宮川令、横井某門人、有四天王称、初遇聖福寺善應和尚、磊落可話

思ひきや玉の入江の邂逅に 魂あふ君とこと語るとは

十四日、陰、寒、朝雨雹、屋上如積雪、訪縣令談事、歸旧寓安國坂本等來訪、余示拙歌

古のふるの山ふみたとらすて 道開けたる御代に逢けり

芦原の古き手ふりを振捨て 新に開けあたら此代を

午後徙新寓、俯瞰全港、眺望絶佳、静閑可愛、晚拉姪散步、寒威甚、返寓擁衾臥

十五日、夜來積雪寸餘、訪小栗木下、遂共訪西川吉輔於中島学校傍、雪意未已、返寓看書

十六日、雪霽、早起、登聖福浮屠、奇絶不可言

山の端も市路も今朝ハおし並て 玉もて飾る玉の浦さと 示善應

老衲

君か得し玉の入江の真白玉 幾その数やふへ増るらむ

午前九時會本蓮寺、召集縣下僧侶十二名談事、午後二時散、夜奇寒徹骨不能眠

十七日、雪意陰寒、安國坂本等來訪、小栗同僚亦會、命安國坂本二子以歸京事、又示二子、恐寒不出

修理固成てふ古の 大きいさを今に見るかな

新玉の御代の春とは鶯も しりて啼しを聞すや有蘭

十八日、雪盛起、揭窓眺望、午前九時會聖福寺、僧侶凡三十名、談

事如前日、稍欲就緒、五時會散、主僧乞對雪一酌、奇興勃々、寺唐山隱元禪師所開、悉皆摸唐製、雅致殆如入支那名刹

瓊浦灣頭瓊片飛、峨嵋山上夕陽微、孤舟來泊思婦客、愛着江山不愛歸

十九日、風雪如織、午前九時同僚來會、了公事對酌、喫琵琶魚、頗有雅味、晚拉姪浴後登福濟寺、殘雪掩四山、帆檣林立、不忍歸、夜雨蕭然

念、稍暖意、會神官於寓、演說教旨、會散後、訪木下寓、是日松村大屬被患鮮鯛、因与二子晚酌、且飲且話、亦有興味、客中一適也、夜折梅花贈二子

色香をも知るらん君か為にこそ 月夜の梅ハ折るへかりけれ

念一、晴、暖、休暇、散策街中、遂訪聖福寺借禪録、是日無事靜閑

念二、暖浴、例会議於皓臺寺、命試補

念三、過暖、如暮春、会同僚議事、午後到皓臺寺說教、聽者不下千人、是日姪初過林雲遶

偶成

虎頭燕頰競宗風、我亦晦蹤雲水中、忍默因緣猶未了、老婆心切更無功

念四、陰寒、同僚來會、午後又赴皓臺寺、是日松村權典事戸長等、會說教中

此里ハ住人さへもおらむたか 新玉る春も知らず貌なる
碯人或不知改曆、又云和蘭正月、故及

念五、寒、感冒、召青木永元話教事、擁衾看書排遣

念六、養痾不赴講肆、終日寒雨蕭々

さらぬたに客心の寒けきを 玉の入江の雨の夕くれ

念七、会同僚、欲明日行試檢、因定試驗規則、曰朝旨、曰宗旨、曰品行、問題臨席設之

念八、新霽、午後試驗真宗僧侶於光大寺、凡二十七名、問題四条、

偶成數首、僅録三

雲水のうかれた、よふ姿もて うき世の所為をいかて志るへき
木の端か何そい、てくれ竹の 世の一ふしもしらて過しか
浪花かた身を尽してもなきものを 有とこたへんよしの有へき

（明治六年三月）

三月一日、晴、微恙不赴教會、午後拉姪詣諏訪社、々倚山眺瞩尤佳、散步田野間、春色可愛

二日、陰、養痾、小栗憲拉教師某適深堀、午後赴聖福寺説教、主僧善應説諭、朴直可愛、外務官員廣律廣之來會、云將之韓、木下清友人也、稍解禪味、可与話

ゆくりなく遇そうれしき玉の海に かつきもやうて獲つる白珠

三日、陰、午後赴梵刹、邂逅玉林寺俊龍

飼猫を争ふはし二おもほえず 家の宝をうはれな君
盖有飼猫之諭、故言

四日、陰、命木下清裁書付郵便、盖達事於本省也

(以下欠)

(表紙)

「碇行日抄畧抜歌詩

自明治六年二月五日

至同年四月 』

碇行日抄畧抜歌詩

奥宮正由未定稿

(明治六年二月)

明治六年の第二月五日、下谷の宿りを立いつ、思ふことあり

朝霄に浅草上野墨陀川 花に契りしかひもなき哉

蒸汽車に乗りて品川の里を過く、去年の春、舟あかりして東京に物せしことなど思ひいつれば夢のやうにおほえて

一とせのめくるも早き小車の 瞬中に過る月日か

思ひいて、昔を忍ふ涙橋 わか袖にのみかゝるとをしれ

横濱のやどりまで男正治送り來、家人にこと傳なとす

志はしなる別れぞ惜しき東路の 花一時を過すと思へは

六日の朝ゆくりなく正治か声するにいぶかしく思ひて障子おし明

たれば、夜へ日くれて利岡武之か許に宿りぬといふに

嬉しくも見つる夢かと思ひしは 現にかゝる今朝の俤

七日舟待すとて、利岡生か許を訪留られて宿る

終宵故里のこと語らひて たひのうけくをしらぬ宿かな

同し時、野け山と云に登り、大神宮を拜す

登立国見をすれば野毛山の 野にも濱にも立烟かな

遠江灘にて

梶まくらなれでもさすか遠つ近江 七十の灘はかしこかりけり

同し十日神戸に碇泊し、楠公の社に詣つ、いと壯麗なる宮るにな

りたり、

天皇の御楯となりし楠の 立栄へ行御代ぞ尊とき

祥福寺村に行て匡道禪師を訪はんとせしか、路にて船発すといふに得あらて引かへす、一とせ暮雲遠山の古則を授けられしを思ひいて、

山の端の夕日にかゝる白雲の 引又かへすかへすかへしても惜き今日哉

神戸の逆旅にて小栗木下の二人にあひけり、この人々ハ、一月廿八日に東京を立しかば、今はとく長崎につきぬと思へりしを、事のよし尋ぬれば、西京に物しなと思ほえず日数経るうち、君の來會むも待居たりといふに、かねて心にこめしを皆違へりゆくりなく逢へる君かもかねてわか 思ひしことはあとの白浪

同し十一日夜、壇浦を過く
紅も白きも同し一もとも 花に仇なふ春の夜あらし

赤馬を過く、月いと明し
異国の人も同しく忍ふらん 月もあかまの古りし佛

玄海の灘など云は、夢の中に過きたり
音にのみ高く聞たし白浪の 黒き海路もしらて過つる

十二日長崎につき、松尾某か家に宿る

梶枕た、よひなれて志はし猶 うき寝の床の心地こそすれ

十四日はしめて聖福寺の善應和尚にあふ、いと磊落なる人なりけり

思ひきや玉の入江の邂逅に 魂あふ君とこと語るとは

同し比、縣廳にて宮川縣令に遇て事を談す、或云、令は横井翁の門にて、四天王の一人なりとぞ

くみ見すは誰かは知らむ蟹か行 横井の水の深き流れを

安国清西川吉輔神代名臣など云、宣教の人々に初て逢ひてを語る、安国は本省にて知人なり

古のふるの山ふみたとらすて 開けも行か道の八千また
あし原のふりし手振をふり捨て 新に開けあたら此代を

二月十六日雪の朝、福濟寺に登りて

山の端も市路も今朝はおし並て 玉もて飾る玉の浦さと

聖福寺の善應禪師に贈る

君か得し瓊の入江の真白玉 幾その数やふへ増るらむ

修理固成といふ意を

修理固成てふ又古皇神の大き功績を 又見るか尊さ今に見るかな

崎陽にて、改暦のことをおらむた正月なと云を諭すとて
此里は住む家主もおらむたか 花の暦もしらす貌なる
あら玉の御代の春へは鶯も て啼しを聞かすや有らむ

ある雪の夕くれ

さらぬたにたひのこゝろの寒けきを 玉の入江の雪のゆふくれ

梅の花を折て小栗木下の人々に贈る

色香をも志るらむ君か為にこそ 月夜の梅は打るへかりけれ

二月廿より八日、光大寺にて僧徒を會し試験と云こと始む、そは
今度僧徒に説教を命ずるにより、其学力を試むる也けり、題を出
し試むるに、皆々口でもりて答たに得せずあはれにおかしくて、
其僧に代りて

雲水のうかれたるよふ姿もて うき世の業をいかてしるへき
木の端か何そと云てくれ竹の 世の一ふしも志らて過つる

又ある時、禪宗の人々を試問すとて

難波湯身を尽してもなきものを 有と答へむよしの有へき

(明治六年三月)

三月五日、聖福寺の上堂會に赴きて禪宗の間答を聞く
心なく流るゝ水に行雲の うつろふ影をいかてとむへき

廣津廣之と云人に聖福寺にて邂逅す、今度韓国に行とて此港に舟
待せり、王学を信し禪のこともいさゝか心得て、いと心にくき人
なりけり

ゆくりなくあふそうれしき玉の海に かつきもやらて獲つる白珠

玉林寺俊龍和尚におくる

餌猫をあらそふはしにおもほえず 家の宝をうは、れなゆめ

三月廿四日平戸に物すとて、時津と云所に宿る、松村権典事長崎
より来て、壹岐島一揆の事かたる

時つ風枝を鳴さぬ御代なれと うき世の浪はたちさはくなり

いのゝ浦と云に潮待て日暮ぬれば、潮平かならんと云ふいとわび
しく、磯面に立やするふ釣叟あり、魚を乞へど與へず

磯魚釣る海士の釣糸の長き日を うみても見えぬ人こゝろかな

平戸の光明寺にて神部大汀と云人訪来、橋の守部か弟子なりと
云、其著書など持て来てねむころに語らふ

香くわしき名をしたひこし橘の 下蔭の君と聞そ嬉しき

平戸の雄香寺の庭に、菩提樹と云木のあるをいとめつらかにおほ
えて、其主僧の釣叟禪師に贈る

いかさまに種をまきてか雄夫の 香くはしき名の立栄えけむ

瑞雲寺の屏風に十景の目あり、主僧か乞に應して十首の歌よみて遣しける中に、渡口艤船と云を

客人の渡りに舟を得しことく 待つにかひある御代にあひけり

平戸旧城下に七部宮と云社あり、その神宝なる古き太刀を見る

韓国を向伏せしてふ御稜威をし 今見るかを太刀の光りに

光明寺の主柴田某、よく咲たる櫻を花瓶にさして、余等の座右におきて客のなくさみにせよといふに

花瓶にさしも習はね姿もて 又櫻なり にほふ心はかはらさり

（明治六年四月）

四月三日、木下椿原の二人、中野紐指と云所に行、しばしの別れを惜むとて、酒酌かはす、寺門の櫻已に散そめたり
草木さへこゝろありてや別路を 送る御寺に散櫻かな

四月七日、舟にて平戸より相浦に渡る、千里の濱と云に、鄭成功の桑梓ありと舟人語る、詩あり、又うたも

敷島の大和錦をから国に かゝやかにし昔をそ思ふ

同じ廿日の夜、東京に帰る船中、土左の山も見ゆと云しを、とく
過て悔めとかひなし、

月影は土左の山へにかゝるとも志らて過來し事そ悔しき

山の名のときと聞たにうれしきを 帰らはいかに故郷のそら

同じ比

東路も土左路も床し武蔵鎧 さすかにかけて思ふ比かな

淡路島の沖を過ぐ、昔年母を供してこゝに泊せしことと思ひい
つ

諸共に聞きし淡路の島千鳥 むかしの夢となるそ悲しき

舞子の濱を過て

又うかてしむかしの昔は夢なれむかしゆめごと
今こそあれわれも昔の夢語 舞子の濱のあとのしらなみ

神戸に碇泊せし折、匡道師を訪けるに、不在、留守の瑞應寺にあ
ひてこと傳などずとて 先年師暮雲遠山の古則
を書て贈られしこと有

尋てもかひなきものは夕くれの 遠の山へに帰るしらくも

福原の廓の櫻猶よく咲けるを見て

東路の空にもかくて残るらん 風ふく原の花盛なり

偶成

虎頭燕領競宗風、吾亦来渾雲水中、忍黙因縁猶未了、老婆心功更無
功、余近来別號
云忍黙道人

待潮於猪野狹門、舟中誦隨園詩抄、因步韻

追峽疑無路、扁舟不可行、雲歸日未落、棲定鳥猶聲、波心潮影黑、
山腹菜花明、蓬窓眠又起、愁聽水淨々

(表紙)

「槌齋先生日誌」

「癸酉日抄

自明治六年六月一日

至同七年五月十日」

試檢僧徒後得一絕、戲似同僚

空砲一發野狐禪、却被俗官窺動顛、物價近來太騰貴、百僧不直半文錢

癸酉日抄 明治六年

(明治六年六月)

六月

一日、晴陰、教院無休暇、余則居家調查學則

偶成

萬紫千紅罩靄煙、輕陰蒸出養花天、痴情願作狂胡蝶、飛度山々巔又巔

舟過平戸千里濱、舟師指云、鄭成功桑梓地

飛鸞臺上夕陽斜、舟來猶傳國姓爺、誰織扶桑楠子後、天生大木蔭朱

家、大木鄭
成功字

三日、陰、是日教院上梁式或因雨延期歟、末女患熱

投金照寺風雨淹留、主人善画、分韻得魚字

正是晚花新荀初、江村投宿画禪居、任他風雨淹行客、樓有櫻花食有

四日、陰、命車登院、无事、晚退食過板垣參議不在、途上看馬上過、盖板參議也、夜无事、正院伴來、被返異宗書記

魚

漫成

圍碁白與黑、着々競機先、輸贏兩見戲、仙翁石上眠、

五日、陰、晴半、早起登院、退後過板參議不在、院中從今朝八時出晚二時退之約條、觀筑摩縣士米國留學上條廣義建白書、又觀會議

所詰石上北天論新聞建言

六日、晴、休暇、早朝訪宍戸大輔談事、命車午後木村信競來訪、暫
 話辭去、未後拉豚兒觀菖蒲於堀切、未及半開、遊人既多矣、微醺步
 田畝間、野趣可掬、夜歸

後歸、是日婢往日本橋由次郎許、夜豚兒等來宿、中村正直返來身滌
 說

七日、晴、出官、草學則、无事

十五日、晴、今日猶不出、拉兒聽軍講排悶、无事

八日、雨、賜告以草規則

十六日、晴、休暇、閑无事、兒女今日始快氣登塾、木村信競伴來、
 被返草稿

九日、晴、往本省、遇黒田少輔談長州事、稟旅費殘金七円一方、又
 命車到教院、未後退食、途遇政之助、尾予來話旧、夜无事

十七日、晴、使人教院告疾、是日教院遷皇大神宮靈代祭奠、從今日
 至十九日凡三日、京中士女雜沓參賽、晚宮崎生來、返建白書草稿、
 夜雨有蕭々

十日、晴、出院、無事、未後退、拉宮崎生訪魯教師尼格賴、暫話辭
 去

十八日、朝雨滌然、農民之喜可想、諸州多旱魃、郊外頻祈雨云、晚
 由次郎母來、婢今朝歸、谷、河本兩生來話、徹曉微雨

十一日、晴、休暇、无事、訪松岡毅堂不在、納涼上野婦、渡辺横田
 等來、予不在不遇

十九日、雨、終日、養痾不出、草學則、以遣悶、晚稍霽、借書松岡
 欲訥、詩醇一帙

十二日、晴、出院、无事、觀大講堂神殿方落成、云自十七日至十九
 日三日祭奠四神、諸神官權宮司以上皆參會

念日、雨、欲出院而恐泥行歎、致送文書於教院、晚稍霽、訪濱田生

十三日、晴、告疾在蓐

念一日、雨、是日休暇、兒輩皆來宿、無聊之餘、為木戲遣悶

十四日、陰、朝、訪淺草第六天宮島考法、乞丸藥二貼、值二朱、午

念二、冒雨出教院、深泥沒車轍、午前到大講堂、是日講堂賜酒、神

官僧侶、余亦與焉、未前辭、命車歸寓、田村生來訪、得本月五日礼弟家書、云一家平安、付券價三分之一金十円、高見左右吉便也、重松生來訪、本省有命、云明廿三日午前十時可出省、夜聽軍講

念三、薄陰稍霽、命車詣本省、第十時後、被再命長崎出張

大録兼大講義 奥宮正由

長崎出張申付候事

六月廿三日 教部省

午後到大教院、與安國清同車、未後帰、弘田生來話

念五、新霽、出本省、言出張之事情於大少輔、不允、未後退食、托垂井生贈書都築習齋、云明日如四國、夜微雨、福岡縣騷擾、言殺大藏出張税吏

念六、陰、休暇、拉兒女散步墨陀堤上、飲一酒樓

念七、稍晴、出本省辦事不允、又行教院

念八、雨、告疾

念九、陰、不出、豐田監部來訪、云福岡一揆渠魁鳥村某、長州人、殆及二三人、殺租稅權頭中村某、北代正臣有書、云福岡一揆、其魁曰黒田播磨立花彈正、犯入縣廳、撤菊章幕、換以旧知事家幕、中

村檢査助宮尾紙幣少屬皆被害、牟田口通漕仲正幹堀兼修等、二十一日發軔赴其地、二十七日小倉募兵、進入福岡、司法林少丞任大丞亦赴之、捕逮五十名、大藏省官員春名修徳山根秀介河村正平亦發、二十八日海軍省兵乘日進艦、進入福岡縣下、鎮臺兵從熊本三小隊亦進入、又三藩縣本月十三日逆徒自首或捕縛、紛々、亦福岡之波及也、又伯州土民動搖、殺小学校教師某、毀民屋云々、維新以來未曾有之擾乱、所謂政理與民力背馳所致乎云々

卅日、雨終日不已、下利猶不愈、告教院報郵便、讀小説稗史遣悶、是日所謂身滌祓除、予所著規則印行本、頒布於神宮等云、致送中西源八於五十部、夜雨歇、月色始明

(明治六年七月)

七月

一日、新霽、四時半起、朝霞映東天如火、休暇、訪雄香寺於旧平戸邸不在、乃介淺山遇松浦詮教正、贈身滌規則

二日、稍晴、朝抵本省過黒田少輔、又抵正院、尋小池大主記、云近日婦自崎、因聞崎陽近況、辞去到教院、途遇雄香寺関釣叟

三日、晴

四日、晴、出本省談事、稟六月々給

五日、晴、出本省

六日、朝浅山安國寺来、午後拉尼女觀博覽會、歸途遇雨、車歸、二女下利、裏急後重腹、時々絞痛

七日、晴、朝廷医弘田親厚、診之云、中時候也、僕亦服水藥瞑眩、急又延親厚、晚稍平

八日、晴、朝過本省、宍戸大輔云、長崎出張宜延期、又過大教院告延期之事、未前辞去

九日、晴、拉豚兒探借家、遂至愛宕山下、土方某邸中有借家、云合三家為一家、價百円

十日、晴、出教院

十一日、陰、朝命車出教院、至大講堂聽說教、々師四名、二人女教師也

十二日、雨、休暇終日屏居

十三日、風雨、晦冥、告疾不出、書肆奴来

十四日、晴、告病不出、終日在宿

十五日、晴、熱暑如燒、出正院遇土方大内記、又過本省、談事於三島大丞、直辞去、又収考證課

十六日、炎熱、無事早起、訪島本司法大丞、託事辞去、到大教院、遇神原精二、談昨日事、辞出、命車歸寓、途中熱塵殆不堪、午睡霎時

十七日、晴、炎熱倍昨、休暇、草長崎縣下異宗事情、晚散步到皇太神廟、遇中西源八小憩

十八日、晴、朝付家書於郵便、近来無書信

十九日、晴、炎熱早起訪土方内大史談事

二十日、晴、熱倍昨

廿一日、晴、炎威烈々

廿二日、晴、早至本省、付事情草稿于小中村

廿三日、晴、炎威甚、稟月給七十円、遂抵教院、是日近衛教正送

葬、余辞不行、得七月十一日書信

廿四日、炎威如昨、告疾在家、夜散步、拉兒輩喫鰻、納涼在橋々上、婦聽劇音、書與礼弟書付郵便

廿五日、炎熱、中暑下利二三行、臥護痾、晚佐々木高行來訪、話移刻、驟雨過檐、稍霽高行辞去

廿六日、暑威如昨、无事、臥榻上看書排遣、夜所謂川開、兒女皆行、更深婦、予等微痾不行

廿七日、早起大霧、隱几看書、是日休暇

廿八日、炎熱、出院、无事

廿九日、出院、晚宮崎生來話、是日訪默雷

三十日、早起、出院无事、院中遇坂崎屬、晚飯

卅一日、朝微陰、早起出院

(明治六年八月)

八月

一日、晴、炎威酷烈、從今日五日賜休暇、晚訪寒松院於上野山中不在、遇越後人渡辺瑞憲者、暫話辞去、夜拉兒輩散步、聽話家

二日、暑、坂崎斌來話、因借東教宗鑑、又請余著書、乃與神武紀私講及雜著數種、云、是日訪寒松院、大論教法、収六月十八日鄉書、是日下婢至白田氏

三日、暑倍昨、无事、夜半地震、男正治拜命司法省十四等出仕

四日、陰稍涼、晚訪寒松院、有來客、暫話辞去

五日、晴、朝訪宍戸大輔少話、直辞去

六日、晴、拉長女觀劇於本郷春日街、晚婦、下婢婦自宿、驟雨一陣、稍生早涼

七日、晴、朝下利二三行、終日不出、夜下婢返來

八日、晴、出院无事

九日、炎威如昨、出院、无事

十日、晴、出院、无事、午後過林松院看借屋、又過鴻雪爪、借空海

寫真法帖、帰途風埃、殆不可行

本二部

十一日、晴、終夜風不已、或云、風雨餘剩

念一、晴、出院

十二日、晴、无事、出院、風埃滿街不可行、夜芝山内有火、近大法院、予不知

念二、休暇

十三日、晴、猶風埃不已、出院、過林松院看賃居、隘而不成約

念三、出院、稟月給七十円、収八月十四日郷書、有年譜事、婢往中橋滞留、分娩後返家云、付貳拾円

十四日、連日風埃、出院、炎威甚

念四、出院

十五日、稍風埃歇

念五、晴、出院、无事、月金ヲ受取、聊間違アリテ取替ル也、小野手代廉相ト云

十六日、朝陰晚小雨、兒女輩觀博覽會

廿六日、晴、出院、无事、付致送本省文書

十七日、驟雨一過、休暇、終日不出

廿七日、夜来小雨、早起、秋爽然、休暇

十八日、晴、出本省及院、本省有問崎陽出張時教院学校事、永坂潜云

廿八日、淋毒再発、因告官養痾不出、大雨夜未歇、墨田川洪水

十九日、風埃、朝微陰、午後與兒觀賣家芝口三丁、命車帰

廿九日、風雨

念日、風埃如昨、微腹痛泻下、告院不出、坂崎生来話、借神代卷稿

三十日、新霽又時々雨、村山木郎見訪、持借教書数種

卅一日、晴、早起、命車乞診於弘田親厚、與水藥丸劑、晚雨、訪濱田八束、云廿七日帰京、患傷冷毒、夜无事、不寝掲燈看書

(明治六年九月)

九月

一日、秋爽可掬、女輩拉正親姪看劇於濱街、坂本生過訪、豫州木村生亦來共談、豚兒亦與焉、時々驟雨

二日、秋陰暗淡、早起命車詣本省社寺課、永坂潛不在、遇三島大丞談事、即辭歸、晚聽軍講、夜看佛書數種、正治宿直

三日、陰晴不定、蒸暑、無事、弘田生來、遣人教院告疾、本省書來、云明九時可出

四日、晴、无事、遣人本省、東永坂潛告病、訪濱田八束、千葉生亦未會、夜无事、前野某來、有九州辺動亂事

五日、晴、无事、秋暑、出郵便、八月十四日返書也、豚兒退食、云脚気症候

六日、薄陰、早起、豚兒往市谷遠田禹續乞診、十一時比前野氏拉一婦來、話兒出生後事、約成

七日、晴、無事、豚兒因疾欲移居、因探谷中本郷辺、晚命車歸、弘田生來訪、夜无事、書肆齋書來、書家書付郵便、健之買書一円方

八日、陰、无事、散步近傍、欲雨至即歸、豚兒稍快、從是日被許食塩、夜無事

九日、陰、早起、出本省及院、无事

十日、雨、冒雨出院、晚退食、途過中橋遇下婢談事、命車歸

十一日、陰、出院无事、夜大雨、過弘田医員、辞先日之事

十二日、大雨滂沱、溝水皆溢、休暇

十三日、陰、出院无事、東坂崎生、歸途迂路往築地、晚歸

十四日、雨終日、朝永坂潛來訪談事、感冒告官、声啞不出、擁衾看書

十五日、雨、朝腹痛發、欲延医佐藤氏療之、既稍弛、故又止之、晚謙吉來、耳痛熱甚

十六日、新霽、感冒稍弛、遣豚兒健之教院告病、且返新聞二冊、晚

東照社祭、兒女出拜

念六、陰、出院

十七日、晴、是日新嘗祭、諸省賜告、无事、蒲毛氏來訪、坂崎生齋
尼格來門人名簿來、付教書三部、晚上野祭奠、士女雜沓、教院使來
云、明有議可出

念七、陰、朝拉長女觀劇於本郷、終日夜婦

十八日、雨、无事

念八、北風、初発出院无事、西姪亦來、得郷信、云十日発郷、今日
朝着、一家无事

十九日、陰、晚雨、無事、朝往佐藤典醫、期晚明朝可來、晚拉兒女
散步、入軍講席、聽近來長州京役話

念九、昨夜暴瀉數行、因東教院養痾、終日平臥、々摺西姪返旅寓、
新堀大崎吉兵衛家、買宝丹服之、稍有驗

念、陰、無事、皇子生誕、從而崩御

卅日、陰、朝下利頓歇、終日擁衾看書、晚鶴女買物於富沢街辺、夜
婦、縫姪來宿

念一、陰、無事、午後訪松岡欲訥小酌辭去

(明治六年十月)

念二、雨、休暇、豚兒初出省聽話

十月

念三、大風雨洪水、々殆及半扉、終日臥看書排遣、窓外水聲淙々、

一日、雨、朝看貸家於煉屏街、豚兒宿直、出郵便書犬豚輩、休暇皆
來遊、書肆齋新刻書二本、一經濟新說、一讀外史餘論、蒲生弘加藤
有隣來訪、直辭去、夜西姪來宿

夜統姚江全集有省

二日、猶未晴無事

念四、新霽、初出院、無事、稟月給七拾円

三日、晴、初出院、兒正治被命熊谷縣出張

念五、雨、無事出院

四日、晴、出院無事

五日、晴

六日、晴、秋爽可掬、得弟鄉書

七日、晴、休暇

八日、晴、出院無事、被命派出章程之事

九日、晴、草章程、朝與兄正治至大熊氏約買家、與手金五十円、有券

十日、微雨、草章程、訪中西源八托金策

十一日、陰、冷氣襲人、朝會田屋來談、訪中西源八

十二日、雨、出院、出派出章程并細目二本鴻教正、無事、夜無事、雨蕭然

十三日、雨、微恙、終日臥看書、明日兄正治發程、拮据勿々

十四日、新晴、豚兒登都至熊谷縣、朝七時半發程、告疾不出、夜無

事

十五日、晴、朝會田屋來、今日約買家付殘金、合二百十円、午後早退、拉西姪至大熊義雄家約定調印、前日五十金、今日百六十金、合二百十円、殘百円期來年三月、加少利返之約也、西姪證之、證券印紙貼證書、一切事了、明朝贈致行李云、夜雨

十六日、晴、是日轉宅于徒士街三丁五十八番地、拮据匆忙、運輸行李、終日、謝武田氏、礼近隣出井木村祚胤來云、地主淺草清水謹二、酒商也

十七日、晴、早起、大熊義雄來、達居于扱所、出院無事、是日小祭說教、未後退食、贈金七円二方會田屋治助

十八日、雨、出院本省七人巡回人來院、達轉居於第五大區小六區戶長、又付地主清水謹二證券、夜雨滂沱

十九日、新霽、早起兵隊岡村生等四人來、西姪亦來話、出院無事

念、雨、出院無事

念一、晴、無事休暇、拉姪學觀新聞

念二、新晴、出院退食歩帰、无事、長崎郵便書来、廻小栗氏

十一月

一日、晴、瘡稍愈、拉女兒散歩上野山北迂路本郷帰、大疲憊矣

念三、晴、新寒襲人、早起出院無事、于牌拉坂崎生與田中教正談赤

羽酒楼、談話移刻、且飲且談、漸入佳境、晚命車帰、夜無事

二日、晴、无事

念四、雨陰、无事、出院、夜福富生来訪、被屬事

三日、晴、天長節、予告疾不出、因賜肴二折

念五、雨、出院、豚兒書来、云自熊谷移群馬、近日或又将移高崎、

四日、晴、暖甚、西姪来宿

念三所発也、是日五參議被免職

五日、夜来小雨寒

念六、雨、終日不出、晚濱田生招飲、云祖祭、夜微醺

六日、晴、浴草津温泉於本郷、池月真澄、南部生来訪

念七、新晴、北風寒出院、云一昨念五參議五名免職、皆有辞表云

七日、晴、无事出院、過中橋白田氏

念八、晴、告疾

八日、晴、出院、中橋白田氏伴来云、女子出生^{午前十時}、晚二女等往中

念九、陰、養疾在家

橋、正治書来、云先月廿一日発熱變瘡、今月稍愈

三十日、夜来有雨滂沱、沢田政治来

九日、晴、朝藥研掘火、晚過中橋省兒

卅一日、猶養痾在家

十日、晴、浅草永住町岡本直吉夫妻来、如約書與出生女子^{喜付}金廿
円、周旋人幸吉妻亦来謝金三百疋

（明治六年十一月）

十一日、晴、岡本直吉、與前野武治、幸吉妻來、付證書渡與金二十
円

十二日、晴、无事、夜池月生來話、山内老夢又來、命酒見燭跋

十三日、晴、浴草津温泉、歸路觀菊於團子坂、是日僕釳次郎婦、付
金一円木綿縞一反（以下數字不明）

十四日、晴、出院、是日六宗僧侶大議論真宗分離之事於教院講究
課、晚命車歸

十五日、晴

十六日、晴、休、朝講傳習錄、晚拉姪步墨堤、訪大橋訥庵後、暫話
辭去、聞神道指掌、夜林有造見訪、密話移刻

十七日、晴

十八日、晴、出院

十九日、雨蕭然

廿日、稍霽、暖、訪林有造

廿一日、暖、晴、為二三子講傳習錄

廿二日、晴、本省出院、稟月給

廿三日、晴、正親姪婦省、乘蒸汽船、午前十一時徒商會、是日新嘗
祭、休暇、晚無事、訪自心學松本一如

廿四日、晴、出院无事、拉西姪散策上野山中、晚有本省明廿五日出
頭之命、云可着礼服、夜雨、訪濱田八束

廿五日、（此間五、六字不明）時出本省、借礼服於島村壽太郎、被免
兼務大講義（此間數字不明）後退食無事

廿六日、霜、霽、拉兒女觀劇、猿若街第二坊、扮赤穗義士事、尤感
人心、忽想歐北詩句、因錄旧作

大石忠臣冠古今、何圖異議出儒林、請看演劇看官語、喝采滿場發
義心、

夜歸

念七、晴、出本省、入考證課、同僚七八名、多新識也、午後到教
院、又約學則草稿之事、是日司法裁判書來、出代理人西姪、云前日
郵便違式罰金取二円

念八、微陰、无事、宅調不出、中橋使来、健吉兌銀行社罰金二円

云、明日西姪収之、草学則漸了稿

念九、雨、晚宿直、與伊地知季輝、夜雨益豪

三十日、(不明)

(明治六年十二月)

(一枚目欄外)

「浅草藏前四番地 啓蒙社^{平カテ}山田敬藏

横濱野毛山下百六十四番 検官 利岡武之

明治六年酉

健齋日抄十二月之部

一日、新霽、休暇、西姪来、田内生亦来會、講傳習録一二節、西姪
往上野前橋豚兒之許、付書信、児頃来病瘡、因傭姪親看、萩原村松
二生亦来訪、晚閱雜書排遣、因抄其文

人世之大道理、何為最要、曰宜使人々得自由發展其才性、自抉手
眼、另開生面、千殊万異各呈其美、則交相資益者日够而福祚日崇
矣、○人々有自己性靈、万異而万不同、各發達其独有者特異者、
人生之景象所以日進而不已也、若乃以一定之規矩教道、強同兆民
之心思言行、禁新異非常之事、則人智不復闢、世道不復上、販于

固陋頑愚而已矣<sup>自由之
理題言</sup>

西洋人嘗テ拉丁語ニテ歐陽修ノ醉翁亭記ヲ訳シ、自評曰、原文ハ
玉ノ如ク訳文ハ泥ノ如シ云々、サレハ洋人モ漢文ヲ愛スルヲ觀ル
ヘキナリ

花ハ桜、々多かる山に松など立ましりて、色とり分けたらんやう
なるか、一しほ見所あり、友たち四五人はかり、一とせあらし山
の花見ニ行し事有、けふそさかりならんと覚ゆるほとにて、かつ
散るもあるに、渡月橋のこなたを川そひに水上の方へゆく、風の
さと吹ある、に、雪かとはかり乱る、花の、となせの瀧の岩波に
やかてまかひ行など、いひしらすをかし、中野三郎といへる人川
中の大きやかなる巖に腰打かけて、ふえ高やかに吹ならしたる
か、水音にひ、きあひてをかしきに、かたへに有つる法師、春お
もしろくきこゆるハと打すしたりしこそ、折からをかしう覚えし
か、此法師はいつくの人なりけむ、心にくきけしきなりつるを、
物をたにいはてやかて行別つるハくちをしき事也

月ハ水のほとり殊によろし、いと大きなる川のとやかになる
、あなたの岸にまるとして打わらひなどしたる、唐人の登りけむ
南の楼思ひ出られて、誰ならんとゆかしきに、千里ニ明らか也と
詠するにやあらん、ほのく聞ゆるいとをかし

雪ハいつくもくをかし、た、海のミすさましけなり、それも港江
の芦少しはかり折残たるひまに、とまり舟二つ三つ篷いとしろう
みゆるはをかし

長月つこもり、神無月朔日、山ふところの少しゆほひかなるあたりを
りを行こそおもしろけれ、もみちの紅なる、黄なる、こき、うす
き、匂ひある、匂なき、おのかさまくの情にて見所多かり、又常
般木のこきみとりなるに、下葉いひしらす染たるなど、いとをか
し、江戸のあたりにてハ、目黒、すかたみの橋さてハ此その、う
ち 石原喜左衛門年々隨筆

此石原正明といふ人極めて才子且能文なり、凡そ和文章にこれほと
性靈ある才調文ハあらしと思ふハ癖心にや、穴あはれの文なと絶唱
とおほゆ

二日、霜霽、出省無事、午後如教院、托所草学則四本、帰路訪板垣
氏暫話、辞職後初遇、稍談時事、晚清水重華見訪、夜無事、月色奇
明、楼上觀月最佳、重華亦稍解韵事、可話

政府欲以一己之意見強天下、人心是之謂暴政、考思深キ政学家ハ以
為ク、多数ノ仲間ノ暴威ハ人君ノ暴威ヨリ其害更ニ甚シ云々、政府
ノ意見議論ハ一般ニ流行シ、一般ニ善トスル意見議論ヲ以テ政府ハ
規則ト為シ、己ニ美ナルモノヲ強テ己ニ同シカラシメント思ヒ、新
見異論ノ生出スルヲ禁制セント思フヘシ、シカノミナラス國中惣体
ノ好尚性格ヲ己ノ模範ニ入ント思ヒ、人心ヲ強ヒ、箝制ノ政ヲ行ナ
フヘシ、是怕ルヘキ暴威ナリ、之カ限界ヲ定ムヘキナリ

三日、晴、寒早起出省無事、点檢開板之事、署按文云、此書非無蕪
雜牽強、然此類既多印行、則徒禁之無益、苟無觸三条教憲大義則可

也、近時多区々拘泥、故拓開耳

神階ハ四品以上四階、五位已上十四階、正六位上一階すへて十九
階、天平勝宝元年、東大寺八幡宮二位階奉られたるぞ始なる、史
云、十二月丁亥奉大神一品比暉神二品云々、二年正月戊子、奉充一
品八幡大神封八百戸、位田八十町、二品比賣神封六百戸、位田六十
町録全九食、封一品八百戸、二品六百戸、位田令一品八十丁、二品六十丁、尊卑の階級格式を立二もあらず、別儀也、
貞願先發の比神階叙位多く見へたり、是尊卑の階級也、坪井義智云、凡王臣に給ふ位田食封ハ非卒ニ隨て取公し、限あれども、神位ハ永代なれハ、少二ても容易の事ニ非ず云々

神ハ神とちの尊卑人臣の階とハ別也、神ハ神とおはします也、親

王王臣のこたく袖をつらね給ふ様もなく、上直下退し給ふにも非
れハ、位田ハ奉公する人に給はる俸祿也、神ハ朝參行立し給ふに非れハ、位田のあるへき様なし云々故に称呼同じきも紛らハしき

事なし、親王の四品ハ諸臣の一位よりも尊し、神階の五位六位ハ
親王の一品よりもことに尊し、されハ一品親王一位大臣にて六位
の神と為し給はん二礼に違ふ事なし、神人の別を思ふへし、経信
卿母集二圓融院の御八講の時、北野の社前にて、大臣上達部皆車
より下る、経信ハ車なからやり得る、宮司云、こゝにて人々下り
給ふことといへど、さらぬ体にて過ク云々、人々母の許へ告知、
北野へ幣帛し給へといへど、母少納言思ふ所こそ有らめと驚か
す、子達二問へハ、彈正式二四位ハ二位二車より下すと有、菅右
府二位にて神二なり給ひても道ニ違ふ事あるまし、車より下なは
反て違つる筋にて、神もうけ侍らしと申されけれハ、母さこそと
てたゝにやミぬ云々、是をこなる衛事也、彈正式二、凡四位已下
逢一位、五位以下逢三位以上、六位已下逢四位已上、七位已下逢

五位已上、皆下馬、餘匪應致敬者
致敬すへき人と、外にて当司の長官、内ニ皆て伯叔兄弟など、別ニ礼節すへき故有人也
 不下とあるニよりの事なれと、神人類と異にして尊くおはしま
 す、位階の本文もて論すへきニ非す

四日、微陰、寒、午後晴暖、出省無事、晚浴温泉、読姚江全集、此
 旧覚稍有興味、毎夜枕上誦読、以為常

穴哀れ世ハあちきなきもの也、假初の様なりし、此品川の旅住
 も早五とせ也、庭の本草も皆手つからうえつる物ぞかし、常に目
 なれて心にもつかねと、いつしか立のひしけり合、いたう物ふり
 たる山里となりぬ、今ハめかるへきにつけても、先浮世の中の思
 ひなされてた、穴哀とそいはる、や、さるハ此二月の初より、胸
 つとふたかりて萬なげき勝に、はる、世しらぬをいかでなくさま
 んとて、そゝろにあくかれ出るなりけり、あな哀、われ何事をか
 思ふらん、人数ならぬはくちをしけれど、もとの根さしもはかく
 しからねは、そハいとよう思ひ明らめて、さしも思ひくしたる事
 もなし、た、何となう世の中あちきなく、身をうき物に思はる、
 かせん方なさの餘り、恋せぬ身にも住吉の岸尋はやとてなん、穴
 哀、さらハいはほの中とも思ひいらてと、我ながらあやしう物お
 もはしさハ我身ぞかし、里の名くたしと、情なきやうにもあれ
 と、かう世はなれたる所ハ、むくつけき事はたなきにしもあらず
 松風もそよしら波とさわく哉 世をうミ渡る岡への宿
 よしさらすとも、物思ふ人の魂ハうかれ出るならひなるものを、

下かひのつま結はるへきよすかもなけれハなと思ひなる、此ころ
 又きよりさミたれのやうにて、八重雲とちたる空さへあはれなる
 にもよほされて、つくくとなかめるたり、郭公音つるに穴哀江戸
 も家かは

行方も又うひなるを子規 いかで帰るにしかすとはなく
 かしこにてハ、又こ、をこそこひめなど、五とせの餘波先おもひ
 やらる、庭の池水を見るにも、あな哀

すミ馴し契ぞ深き心あらハ 我影とめよ庭の池水
 かへて今年ハこよなうしけりにたり、夏も日影ハもらしかし、下
 てるはかりハ、長月の廿日あまりにこそ、見すやあらん、穴あは
 れといふまゝ、にはらくとこほれ出て下枝の雫も争ひかねたり

降る雨に今紅葉せよ若楓 我衣手の色ニ習ひて
 あまりこちたきやうにもあれと、あわれと思ひいらる、かうまで
 なん、かしハうえし時根をやいためけむ、いとよわくとみえし
 を、土かひ水ぞ、き己かひとつねのやうにて養ひしそかし、穴哀
 けふまでハ己か占はへし玉柏 葉守の神ニ任せてや見む
 雨やミぬ、草のしけミハ露むつかしけれど、園の中をた、すミあ
 りく、これも限にやとて

我わけし跡もなきまであすハ又 しけりや添む園の夏草
 穴あわれと高らかに云と聞付る人もなきハ、まことにうき世の外
 の心地す、けしの花心とまるとしもなけれど、見るまゝ、二哀也、
 おと、ひこそ咲せめしか、かつ散たるも有て丸頭ふとさし出たり
 山かへる我さへあやな草たにも 法の身となる宿からにして

くらの造りさまの世の常とことなれハ、道行人の御堂そと心えて
 あみた仏おはします、いなくわん音大士にこそなといひしらひし
 事、ふと思ひあはされて、けしの人道穴哀、我もさもやとまてな
 ん、幾百千ともなき松の木陰をた、すみありく、こハマことの二
 葉をうえてき、今ハ丈にも過にたり、深みとりつやくとして、心
 地よけに榮るものから、雨の餘波露おもけにて、何となくしめく
 としたり、心なしとハいかてかいはん、穴哀

めかる、をうらむな松よ此陰に 千とせもへんと我や契し

こは見なしなるへし、ぬるて葉のさまちほうなれと、あきことに
 先染出つるものを、穴あわれ、えの木何事をかハなつかしとも思
 はむ、た、月のさしけりたりしほと、はえ有て覚へしそかし、あ
 な哀、つ、しあな哀

来む春ハ入日うつろふ雲を見て さそなつ、しと思ひおこさん
 萩あなあわれ、己かそめし心の色ハ、こと本草よりも深かりしは
 や

やよ真萩わかる、人の袖を見よ 色なる露ハ秋のミやおく
 志をに、きちけう、見るものことに、あな哀

うえし時只一もと、思ひしを 庭もせきまで繁りあひけり
 のきちかう植にし花も秋待たて めかる、人をあわれとや見る
 いてあはれくらへむなとも独こつ、又梅、穴哀

春来ても我袖ふれし匂ひそと 誰かハとはむ梅の木下
 これそ世の常、くれ竹子生たり

くれ竹ハ子もたりとてもひとり来て ひとり帰る我をわらふな

これも世の常など、戯ことの様なれと、その身にとりては中く哀
 也、何物もミなあなあわれと思ふ中にさくらこそとりわきての哀な
 れ

それをたに夢かと思ふ春五つ なれし桜の花の下臥
 いまたおいといふもしハかけぬよはひなからおなしことのミせらる
 、よ、あなあはれく、石原正明か年々随筆壬戌の巻に収めたるを
 抜出つ、猶おもしろきか多かれとさのミとてからしつ

五日、晴、昨夜婢婦自中橋、凡閩五月矣、出省、夜来枕上看日本史
 十志中之刑志、水戸人藤田某人同課、因借覽、池月妻兒来、乞借金
 二円、即與之

当時華族ノ数四百三十二人、総禄高九十六万七千八百四十六石五斗
 ノ由、今一石金四円替ニシテ金三百八十七万三千三百八十六圓、之ヲ
 平均スレハ一人ニ金八千九百六十一圓五十錢余也、一ヶ月七百四十
 六円七十九錢余、勅任一等官ノ月給ヨリ多シ、又士族ノ数四十四万
 ○五百七十九人、総禄高三百七十八万六千九百○五名余、金ニシテ
 千五百十四万七千八百二十四円、一人ニシテ三十六円一錢、一ヶ月
 ニシテ三円一厘余、此外賞與米二十四万九千○七十五石八斗、一升
 七合ナレハ華士族ニ賜ル総額五百○三千八百二十七石九斗、一升
 七合ニテ代價二千万○一万五千三百一十一円六十六錢八厘

此華士族ノ処置方今未了、大公案ノ一ナリ、斯ニ一策ナケレハ未
 タ維新ノ結局ヲ了セズ、或ハ恐ラクハ此ヨリ事端ヲ生センヲ、愚
 亦竊ニ一策ナキニ非ス、腹稿ニテ未タ筆ニ騰セス、其人ニ遇テ語

ランヲ思フ也

万葉集三市原王伊奈太吉尔伎須賣流玉者無カニモクケニモ二彼方此方君之随意、古詩
 二妾心任君殺妾心任君生ト同意ナリ、且コレニ因テ人ノ精神心魂ハ
 脳髓ニ住在スト云モ證スヘシ、併シ精神ト靈魂トハ猶辨ナキニ非
 ス、又コレ等ヲ徴シテ吾太古ヨリ性命係於脳髓ノ説アリシト云ハ肯
 カヒ難シ、猶コノ事余カ神魂論ニ詳ナリ

近頃長崎ニテ西洋ノ一学士言語ノ本末ニ基テ各国ノ開闢前後遅速ヲ
 考索セシニ、独リ皇國ノ言語ノミ傳來ノ原由ヲ知ルニ便ナシ、開闢
 以來独立ノ國ナルヘシト云シトソ、明治三年冬納富磐守本教大基

書記孝徳三年夏四月正臣連及天下万民庶姓、詔曰コレカミナルアカシママゴ惟神我子
 應治シテハシトヨサマフ故寄、是以与天地之初君臨之國也分註惟神者謂隨神道亦
 自有神道也、按、意注ナリ、コレヲ以テ本文
 ラカミナカラト訓スルハ誤ナリ、

按スルニ是所謂神道二字ノ始メテ史傳ニ見ヘタル出所ナリ、是語
 ヲ近來皇学家専ラ主張セリ、氣吹屋先生俗神道云、隨神道トモ自有
 神道トモアル如ク、天皇ノ御祖神ノ御依シノ通りニ御旋遊ハス御
 法令ヲ畏マリ奉リ、扱吾々モ神ノ産靈ノ御靈ニ依テ生レ出タルモ
 ノ故、各々其々ニ自カラ神ノ道カ有テ、ソレハ神ト君ト親ヲ敬ヒ
 妻子ヲ恵ムナトヲ始メ、儒者ノ所謂五倫五常ノ道ハ生レナカラ具
 テアル故、ソレナリニ曲ケスユカメス隨ヒ行クヲ神ノ道ニ隨フト
 ハ云シ也、サテ天皇ハ此道ニ御隨ヒ遊シテ天ノ下ヲ御治アソハシ
 テ天下ヲ御治アソハシ、下々ハ其御心ヲ心トシテコノ道ニ隨ヒ行
 クヘキ当前ノ事故、アリトアル人ノ限り儒者モ坊主モコノ神道ニ
 洩ル、ト云事ハナラヌ事シヤ、若シ此道ヲ彼此云ウトナラハ此國

ニハ居ラヌカ宜イ、真ノ神道ト云ハコノ事デ先コレカーツ、又同
 書中用明天皇ノ御卷ノ初二、天皇信仏法尊神道ト見エタル神道ハ
 右ノ神道ト訳カ違テ、神ヲ祭り禱祓ナトノ類スヘテ神ニ仕ヘ奉ル
 業ヲ弘ク云々所謂神事ノ事チヤ、尤モ其神事モ云モテ行ケハ神道
 ノワサナカラ、事ト道トハ幹ト枝葉ノ如ク大ニ本末ノ別アリテ、
 仏法ニ對シテ云後世神道者ナトノ云教ノ道ト心得ハ非チヤ云々、
 今世神道者流ハ真ノ神道ト云モノヲ何様ナルモノチヤト云訳ヲ知
 ラス、唯祓祈禱ナトノワサヲ神道ト覺エテ居ルカラ、爰ニ所謂神
 道ノ字ハ彼等カ扱ニスレハナリハスルチヤ、是ニ、周易十翼觀天
 之神道而四時不忒聖人以神道設教而天下服矣トアル、又同文ニ陰
 陽不測謂之神ノ神字ノ義チヤ、御國ノ所謂神ノ如ク、シヤント実
 物ノ神ヲサシテ其神ノナサル、道ト云義テハナイ、故ニ天字ト神
 道トノ間ヘコレトヨム之字ヲ置テ天之神道トカキ、天然ノ神道ト
 云意ヲ申タモノチヤ、文意ハツラク天然自然ニ神ク行ハル、道ノ
 有サマヲ觀レハ四時氣候違フ事ナリ、聖人コノ道ヲ觀シソレヨリ
 思ヒ起シテ世人ニ耕作ノ道ヲ教ヘタテ、世人カ其智ニ服シタト
 云々、故ニ神道々々ト云ヘハトテトント趣意カ違フ也、一体唐ノ
 文字カ渡テ已來御國ノ古言ヘソレヲ当ル、全ク叶ト否トアル筈
 御國ノカミト云ニ神字ヲ填タルナトハ五分合五分ハ合ハス、御國
 デ神ト云ハシツカリト実物ヲ指テ云、唐ノ神字ハ実ヲ指テ云ハ
 ス、カノ陰陽不測コレヲ神ト云ノ義天然ノアヤシキ道ト云意、天
 之神道ト云ヘル類カ多ヒ、尤右ノ外ニ山川ノ神タノ又何神彼神ト
 実物ヲ指テ云テ、御國ノ神ト更ニ違ハヌモアレト大方所謂虚字ノ

事テ云、我カ実物ノ体言ニ云事ハ少シ、今ハ何事モ字ニアツケ字義ニ因テ古ヲモ見ントスル世ノ習ハ非心得チヤ、此ヲ弁セヌト学問スルニシタ、カ損カアル云々、此國ニ神道ト云道ハナヒト太宰カ云ハ、定メテ今ノ禰宜神主又ハ土御門流陰陽家ノ鈴振神道三種祓ナトヲ神道ト心得テノ評也

四二ハ兩部、五二ハ唯一云々、天地麗氣記十八卷四冊空海撰トアレトモ、天野信景云麗氣灌頂ノ書ヲ本トシテ空海ニ托セシ偽書也、故ニ空海云ナトモアルヲ見ルヘシ、又兩部ニ圖ト云モノモ空海作ト云傳ヘタリ、兩部神道ハ只己カ心ヲ主人トシ神ト聖人トヲ奴僕トシテ任心驅使セルモノニテ、仏説モ儒言モ己カ心ノ如ク、説ナシ難処ニ至テハ方便又假説表示ナト云、阿字真如海變動自在ノ所作ナト云、諸道ニ勝レタル如ク誇レトモ阿字真如ハマタ何ナル道理イナカル因縁ニテ變動自在ナルソト云ニ答フヘキナシ、凡テ物ノ理ハ次々其本ヲ推極メモテ行ク時ハ何タル故トモ如何ナル理トモ知ルヘキニ非ス、遂皆アヤシキニ落ルナリ、然レハ陰陽モ太極無極モ阿字真如モ皆假ノ轉草ニテ実ニハ其理アル事ナク用ナキ徒言也カシ、又真如ノ無明ヲ生スト云モ心得ス、真如ナランニハ無明ハ生スマシキナルニ、何ニシテ生スルニカ、不覺ニヨルカ故ニ忽然無明ヲ生スト云ナレト、然ラハ其不覺ハマタ何ノ因縁イカナル理ニテ不覺ナルソト云ハ、何カ、マタ不覺ナランカラニ生スヘキ因縁理ナクテハ、無明ハ生スヘキ由ナシ、其因縁コトハリハ何ニト云置カレシカ、是テ兩部者ノ咽クヒハ締付テテ仕マハレタ事チヤ云々、「神國ノヒサシヲ借りテ大伽藍、川柳点、俗

神道大意卷一

六日、朝小雨、休暇無事、谷生来、講傳習録、未後訪佐々木大判事、托谷生囑、晚齋、訪尼格来、以限刻不遇、夜西姪婦前橋、児快氣出勤、新井白石古史通詞或問參考ノ為メニ文部ヘ云テ借覽ス、国学辨疑モ云シカ、是ハ見ヘスト云越タリ、本朝上古ノ事ヲ記セシ書ヲ觀ルニハ其義ヲ語言ノ間ニ求メテ其文記ヤシ所ノ文字ニ拘ハルヘカアラス、讀法

正実ニ違ヒテ、虚偽ヲ加フルトハ、第四十八代天皇ノ時ニ、諸家ニ傳フル帝紀本辞、既ニ正実ニ違ヒテ多クハ、虚偽ヲ加フルコトヲ云フ、即古事記序ニ詳之、其事ノ由ヲ推考ルニ、旧事本記ニ仮用ヒラレシ所ノ字ニヨリテ、異端荒謬ノ從ニ招致サレシニヨリテ、梵衆ノ伊奘那人是也ト云、礮馭慮嶋ト記サレシニヨリテ、梵語ノ唵呼慮ワンコロノ義、是也ト云、大日靈貴ト記サレシニヨリ、日天子大日如来等ノ説アリ、海神ト記サレシニヨリ、竜人竜女等ノ説アリ、スヘテ此等ノ類尽記ニイトセアラス

七日、新霽、晏起、重松能通来訪、云近日將帰省、乞借金、予答過中句則可辨、与西姪談話、出省、無事、借官本古史或問、晚山岬日暎来囑妙満寺事、後ノ日本記ヲ講解スル者、読歴史コトヲ不解、上古ノ事ニ至テハ詭弁競逐一二異端ニ出ツ、其言ニ得サルニ及テハ、神道不測論スヘカラスト云、太古朴陋ノ俗、何ノ国カナカルヘキ、異朝ノ出所云盤龍氏、大荒ノ世ニ生シテ、其頭四岳トナリ、其眼日

月トナル如キ、女媧氏石ヲ鍊、補天、鼈足四極ヲ立コトキ、皆是我太古ノ時事、言嗣語嗣ニ同シ、鴻荒ノ世聖人不取ト云ハ、徒其説ノ荒誕ナル為メニ亡非ス、其疑ヲ欠ク故ナリ、楊未列禦冠ノ如キ、世ノ所謂異賜ナリ、列子ニ楊子ノ言ヲ引テ、太古ノ事滅ヒタリ、孰レカ之ヲ誌サンヤ、三皇ノ事存カ如クセスカ如シ、五帝ノ事定ノ如ク夢ノ如シ、三王ノ事或ハ隱、或ハ顯、億ニ一ヲ識ラス、當身ノコト或ハ聞、或ハ見、万ニ一ツヲ識ラス、目前ノ事、或ハ存、或ハ廢、千ニ一ヲ識トスト云、古史通説法

按此言不從評古今歴史実可謂名言

八日、晴、風寒、咳喘稍發、出省

舊事記二見ヘシ所モ有カ如ク、亡カ如ノナルコト多ク、僅カニ覺ヘユル人ノ其見シ夢ヲ説ニ似タリ、世人ノ言ツキ語ツキレ所ノ隱レタル、顯レタル、其異同アル儘ニ記シ置レタルハ、其疑ヲ傳ヘラレシト見ヘタリ、書記又コレニヨリシテ、諸説ヲ雜記ス、其用捨ニ至テハ、後ノ君子ヲ俟ンシト申也、然ラ後ノ其説ヲ作ル人ニ目前ノコトヲ論スル如クニ尽ク知ラスト云所ナキニ至テヤム、最心得アタキ事也

九日、陰、寒感冒、告省、擁炬看書排遣、昨夜二時、有火大傳馬丁大丸店、至曉猶不消、方四丁延燒、云晚看燒跡

神祇四姓王氏兼白川家中臣氏天兒屋命ノ末孫齋部氏產靈尊ノ子天ト部氏常陸四國ノト部即吉田氏ナリ

吉見源幸和元文四年ニ増益辨ト抄四卷ヲ著幸和正親町従一位公通郷ヲ師トス、自序ニ公通公ノ言ヲ引テ、曰ク神道ニ天下ノ大道万国ノ道ニノ及フ所ニ非ス

十日、晴、告疾不出、終日擁炬看書排遣

俗神道者カ天照大神ヲ古ノ神人也ト云ナシ、其知シ召高原ト云天ツ國ト云ヘルハ、則大倭ノ國ノ事ナルヲ天子ノ御座ナサレタ処チヤニ依テ天ニ準ヘタル物ナリ、故ニカノ國ニ高市ト云所アリ、香山ト云山アリナト附会説ヲ云、(欄外書込、「却是附会、読書徹紙背者自能知之」) 師解ノ天祖部城弁々ト云書ヲ著テ委ク弁シ、又記傳ニモ弁オカレタガ、其大畧ヲ摘テ云ハ、先大和國ニ天香山高市杯云地名有ハトテ大神ノ都テ有タト云証ニハナラヌ事チヤ、若左様ノ地名アルヲ以テ此ソ大神ノ在タル都ソト云ナラハ播磨揖保郡ニモ香山アリ、常陸國久慈郡ニモ高市アリ、又都ト云地名モアリ、又神代紀ニ天安河アリテ近江國ニモ安川アリ、必シモ神代ノ都ノ趾ナラネトモ天上ナルト同シ地名アル事斯ノ如クチヤ、抑天照大神ノ都ハ高天原ニ在テ其高天原ト云ヘル天上ナル事古典ノ趣イト明カナル故、大和チヤノ何ノト凡テ此國土ニ在シ如ク云説ハ、皆古典ニ乖ケル私事チヤ、然ルヲ生サカシキ後世人ノ漢意ニ此大神ハ天皇ノ御大祖ニ坐テ神代紀ニサマノ故事モオハシマスハ、天ツ日ノ神ニ坐サス、此國土ニマシ坐タル神人ナルヘシ、高天原ト云ルモ、其都ノ事テ必コノ國土ノ内ニ有ヘキ理也ト推ハカツテ思フヨリ種々ノ邪説ハ出来タ物チヤ、然レトモサヤウニ見テ

ハ古典ノ趣トハ甚相違シテ一ツモ符カタキヲ、強テカニカクニ云ク口シメタモノチヤ、但サウ云ク口シメル人モ此彼打合ズ、自ラモ心ニハ快カラス思フテアラウガ生サカシキ漢意ノ放シカタキ後世ノ習トハ云ナカラ最モ心ウキ事チヤ、抑神ノ上ノ御事ハ測カタク妙ナル理有テ、凡人心ノトカク計リ知ルヘキニ非ルヲ諸越人ハ此理ヲ得曉ラス、今ノ現ニ見聞ク所ノ尋常ノ理ニ泥ミ、古今天地間ノ事此理ノ外ハナシト片落ニ思テオルノハ都テイト愚ナル事テアルヲ、皇國人モ悉ク其漢籍ニ溺シ惑ツテ其謹意ヲ一向ニ賢キコトニ思ヒ彼妙ナル理ヲ思ハス万ノ事唯己カ狭意ヲノミ先ニ立テ、古傳ヲハ信セス、神代ノ奇異ナ事トモヲモ皆世ノ常ノ理ニ合フサマニ説マケテ高天原ト云ヘルハ帝都ノ事ゾ天照大神ハ此國ニ坐マシタル神聖ソナト様ニ、己カ心ノ好ム方ニ任セテ云成リタルモノデ古典ニハサル趣トテ曾テナキ事チヤ、(欄外書込、「神皇都城弁ハ嘗之ヲ論スル久シ、別ニ書ニ著スルニ暇アラス」) 凡カ、ル類ノ古傳説古書ニ記シ傳ヘラレタル事ヲ其事ニ拘ラス己ノ心ニ任セテ説ウナラハ、水ト記シタランヲ実ハ水ニハ非ス火ナルヲ水ト記シタル也トモ云ハ、云シモシヨウチヤ、又高天原ハ天上ナルコトヲ疑テ此國土ノ内ナリト云ハン人ノ為メニ猶云ハ、神代紀ニ伊邪那岐命ノ詔ニ天照大神者可以治高天原素盞鳴尊者可以治天下トアル、是ニテ高天原トハ此國土ノウチナラヌ事ヲ知ルカ宜イ、高天原カ若実ニ此國土ノ内テ帝都ノ事ナラハ天下ヲハ須佐之男命ノ治シメシテ大神ハ唯其内ノ帝都ハカリヲ治シメセトノ詔ト云ンカ、扱其帝都モシ大和國ナラハ、須佐之男命ノ治シメヌ城内ニ於テ天

照大神ハ唯大和國ノ國守ナトノ如クニオハシマセトノ事カ、凡テ心得ヌ事チヤ、又此大神モシ神代ニ大和國ニ坐マシタランニハ、後ニハ何レノ國ニ移リ坐テ大和ニハマシ坐サルニカ然ルヲ此輩天照大神ノ崩御坐ル事ハ國史ニ敢テ言ハサルハ深ク所以アルヘシナト云テ、崩御ト云趣ニ説ナスハ穴カシココレラハ枉説ノ中ニモ太シキ狂言テ畏キ事ノ限リチヤ、若崩御マシクタトナラハ此天地ハ永ク常闇トナルヘキ事チヤ、夫ハイカニト云ニ彼石屋戸ニ御差籠ナサレタル暫ノ程テサヘ天地ハ常闇ト成タルヲ崩坐タナラハ長ク日光ハ有ルマシキチヤ、然ルニ此ニモ又説ヲ作テ天照大神ハ天日ノ所化ニ依テ御生アソハシタル神故石屋戸ニ御サシ籠ノ時ハ天日モ失タノシヤナト、云ケレトモ、此モ理ハ同ク云々、又崩セハ必御陵アルヘキニ無ハイカニ神代ト雖邇々藝命ヨリ御三代ハ日向ニ御陵アル事サダカナルハ此國土ニ御天降ナサレテ崩御スル故チヤ、此御陵トモハ後ニ迨御祭有ラセラル、ヨシ諸陵式ニ見ヘテアル、然ルニ天照大神忍穗耳命ノ御陵ノナキハ永ク天上ニ神留坐スカ故テ若果シテ此國土ニテ崩坐タラハ必其陵モ定カニ有テ後マテ祭ラセ給フヘキ事チヤ、後御三代ノ御陵ヲスラ御祭アソハスニ況テ御大祖ト坐ス大神ノ御陵ヲ御祭ナキ事ハナイワケチヤ、又タトヒ朝廷ヨリ祭ラセ給フヘキ事ハナクトモ夫貞カニ申傳ヘヌト云ハナイ事チヤ

大和武市郡高天山ノ麓ニ今モ柏高天原ト称字スル地アリト云ヘリ

十一日、晴、休暇無事、晩拉兒女等浴湯

十二日、晴、出省無事

十三日、晴、腰痛又告官、児正治有書信、云八日移高崎新廳司、郵便付送神原精二之崎陽歌并序、又付山岬日嶂之報酬於教院、夜無事、謙之来、沢田精一荷物付運送会所、精一所托也

十四日、晴、猶養痾不出、雇按摩老婆針腰、是日付書信於高崎正治許、郵便也、看古史或問、有多適意說、夜無事

十五日、晴、出省無事、借覽官本古語拾遺、猿渡容盛校正本也、永住丁某妻来云、年内挙家行信州云々

近比長崎ニテ西洋一学士言語ノ本末ニ基キテ各國開闢前後遲速ヲ考索セシニ、独リ皇國ノ言語ノミ傳來ノ原由ヲ知ルニ便ナシ、開闢以來獨立ノ國ナルヘシト云々、本教基納官磐守ノ跋

人ノ腦髓ニ精神アルハ元天上ニ神靈在スニ因ルナレハ、地球ニモ必ス腦髓精神ナクハ有ヘカラス、地球ノ腦髓ハ皇國ニテ神靈ノ本府ニソ有ケル云々、其本所ハ即富士山是ナリ、云々本教大基

十六日、休暇、朝諸生數輩来、為講傳習録三四條、晚山岬日暝來談、晚受鍼治

十七日、晴、寒風、滿街塵埃、命車參官、草意見一通、釈教正謬初破再破三本刻成、借来一覽、浅劣不足辯洋教、有清人金嘉穗序、亦凡庸也、杞憂道人即鷗養徹定教正也

十八日、寒冱、但無風、出省無事、晚命車帰、浴葉湯、炊婢下宿、付半季月給三円

十九日、霜霽、早起、出省無事、借栗田寬所著國造本紀考、栗田水戸人、蓋皇國學考挾家也、近日入考證課中、九等出仕云

旧事記序文、総任國造百冊四國トアリ、栗田寬云、今之ヲ試ニ數フルニ百冊四國アリ、冊ハ冊ノ誤ナルヘシ、然レトモ和泉、摂津、出羽、丹後ナト遙後ニ分レタル國々ヲ挙タルハ、此數ニ足ントシテ後人ノ逆ラニ加ヘタルト見ユレハ、百冊四ノ數ニ符リトテ、其國々ニ、國造アリシサマニモ聞ヘサレハ、信難シ、然レトモ古ヘ百冊四ノ國造アリシ事ハ、違フマシキ也、サテ、各國造ノ同姓ノ書史ニ見ヘタル限リヲ、其条下ニ録付ント思ヒツレト、容易ナラス事ナレハ、正史ヲノミシテ家々ノ日記ナトヲ云未タ引出ス

廿日、微陰、出省、被命教職黜陟検査之事、因設別局与永坂潜協議商量、是日掃家裏塵埃、又地主理門外小溝、晚浴

廿一日、晴、休暇、終日不出門、看書擁炉、夜雨俄至、風雨豪

廿二日、晴、風不歇、命車出省、設別局議事、宍戸大輔有東、云真宗分離之事可熟議

廿三日、晴、出省、午後議分離事於輔前、是日出納掛云、平戸出張
巡回返金二十円

廿四日、寒甚霜、霽、早出省、豚兒廿一日書來云、高崎駅柳川町
百三十二番深井景秋方寓居、即作報付郵便、省中又設別局、隣上
局、火炉側、有論真宗分離事情、荒木、齋藤二人寫手、加新局、

廿五日、晴寒、夜來有微雨、早起出省多事、紛々應接不暇、談返納
金於小栗憲一、平戸行入費、予則十円餘也、

廿六日、晴、早起、家人等春餅、凡一斗五升、西姪來助、今朝亦講
傳習録、村山田内姪三人也、終日不出、夜浴、半夜有雨

廿七日、寒雨肅然、冒雨命車出省、多事紛々、以今春長崎旅寓中、
試補任狀之書法以違式、出進退表、与小栗物集予三人也、即有命被
容與、予代謝之、是日五圓金付小栗憲一、有證券、晚又冒雨歸、夜
与姪一酌談話

廿八日、雨歇、天未晴、寒、出省、同僚永坂潛告疾、多事應接不
暇、隨扈隨來、午後稍閑、四時後退省、歸途飲牛乳五勺、代二錢五
厘、浴藥湯、夜微醺、無事

列仙傳云、唐孫思邈得童宮奇方三十方編入千金方、龍樹傳云、童
接入宮一夏、但誦七仏經自為當時之美談可知知耳、云々

四十二章經漢土訳經之祖也

仏生説夏曆四月八日也支那答唐太宗勅語涅槃經云二月十五日臨涅槃、瑞應經

云四月八日降生仏当周時然訳經各皆東漢以後者戸故以夏曆定今日

月可無疑矣○時極短者謂刹那一二百二十刹那為一一刹那一刹那一瞬

六十一刹那一為一臘縛、三十臘縛一為一牟呼栗多、五十牟呼栗多為一

時、六時合成一日一夜西域記○外道九十五種無因外道、自然外

道、色空外道、受苦外道、見有五種身見謂於五陰中妄計有身恒起

我見執我々所是為身見辺見謂計我見或斷或帝但執一辺是為辺見三

邪見謂邪心取理顛倒妄見不信因果是為邪見四戒取見謂於非戒之中

謬以為戒是為戒故見五見取見謂於非真妙法生取著妄計所得為勝是

名見取見○四蛇地火風○若傳法而斷臂則諸祖無完膚成仏而必燃身

則列聖無唯一類雲棲大師語

唯識論云地獄衆生依自然業見地獄主与種々苦而起心見此是地獄處

此是夜時此是昼時我以惡業故見狗見鳥或見山壓、智度論云如夢中

無喜事而喜無瞋事而瞋無怖事而怖三界衆生亦復如是無明故不應瞋

而瞋等故知心外專無別境称彼迷情妄見起染心外雖無地獄相惡業成

時妄見受苦既是妄見即感妄境即感妄境則非無驗矣

瞻部洲下過五百踰繕那乃有地獄云々

廿九日、晴、朝遣人告疾省、辭今朝九時拜賀事、午前勉疾赴直、同

直加藤清俊也、以余晚期小中村清矩助之、即交代謝之、讀新聞類、

諸省官報來、皆付伴回返、夜無事、剪燈閱新聞、有家祿奉還賜資金

之令

三十日、早起、九時半代人桜井鈴木来、一々付官報文書、十二時帰寓、児正治帰省、云一昨廿八日退衙、直登程、迂路抵熊谷官廨、宿本庄駅、今朝発本庄、皆命人力車、行程凡二十八里矣、團欒举杯、一家皆聚頭、情話喃喃々、頗慰老懷、頓忘身在客中、晚大熊義雄来、付返金三十五圓、云猶可談會田屋治助、夜無事、

三十一日、陰寒、晏起稍閑、看白詩排遣、夜釀雪、児三更帰来、欲和坡老守歳詩、因録之、呻吟遂不就、自笑才性之拙、

欲知垂盡歳、有似赴壑蛇、修鱗半已没、去意誰能遮、況欲繫其尾、銀勒志奈何、兒童強不睡、相守夜謹譚、晨鷄且勿唱更鼓畏添、坐久燈燼落、起看北斗斜、明年豈無歳、心事恐蹉跎、努力尽今夕、少年猶可誇、

百歳勿々過隙駒、再々走四蛇、況我八々翁、挽回寧可遮、児曹憐我貧、帰省問云何、獻金助家政、團欒情話譚、奇寒生深夜、霜鐘知幾擿、寧圖太陽曆、今夕看月光斜、青雲壯者事、白髮何蹉跎、陋巷始置屋、聊向妻兒誇

夜半後、南方火、後聞大教院也、文書皆焚矣

